

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	信用金庫法施行令・中小企業等協同組合法施行令・労働金庫法施行令	
規制の名称	信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する員外貸付制限の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号： 03-3506-6000(内線3582) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年3月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫(以下「信用金庫等」という。)の員外貸付先として、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が認められていないことから、産学官連携の事業融資等により国立大学法人等に対する資金需要が増大する中においても、信用金庫等が貸付け等を行うことができず、実際に国立大学法人等からの融資の申込みがあった場合にも、員外貸付の対象として法的に認められていないことから、融資を断るといったケースも発生しており、国立大学法人等の資金需要に対応することができない状況であった。</p> <p>規制の緩和後も、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	信用金庫等が、国立大学法人等に対して資金の貸付けを行うにあたり、当該与信先のリスク等を管理するための費用が発生すると想定していた。事前評価時に想定されなかった遵守費用は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	行政庁(国)において、信用金庫等が国立大学法人等に対して行う貸付けが員外貸付制限の範囲内で行われていることを把握するための監督上の費用が発生すると想定していた。事前評価時に想定されなかった行政費用は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	国立大学法人等に対する貸付けが員外貸付の対象として認められることで、信用金庫等が国立大学法人等の資金需要に応えることが可能となり、地域金融の円滑化に繋がるとともに、信用金庫等においても余資運用の効率化を図ることができるとの事前評価時の効果が発生している。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	国立大学法人等に対する貸付けが員外貸付の対象として認められることで、信用金庫等が国立大学法人等の資金需要に応えることが可能となり、地域金融の円滑化に繋がるとともに、信用金庫等においても余資運用の効率化を図ることができるとの事前評価時の便益とかい離はないが、便益の金銭価値化は困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響及び波及的な影響は見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる見直しは不要と考える。	
備考		